

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たると翌
日発行)

目次

- ◇ 示 生活保護法による指定医療機関の廃止
生活保護法による医療機関の指定
健康保険法による保険医の登録
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
銃猟禁止区域の設定
土地の用途廃止
- ◇ 公 告 県道の路線の認定
昭和四十三年度鳥取県警察官採用試験の実施
製菓衛生師試験の実施
- ◇ 正 誤 昭和四十三年七月鳥取県告示第五百四十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百八十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	森脇耳鼻いんこう科医院	所 在 地	倉吉市越殿町一四五〇番地ノ三	診療科名	耳鼻いんこう科、気管食道科	廃 止 年 月 日	昭和四十三年七月二十二日
-----	-------------	-------	----------------	------	---------------	-----------	--------------

鳥取県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	昭和四十三年七月二十三日	名 称	森脇耳鼻いんこう科医院	所 在 地	倉吉市新町三丁目一〇一八番地四	診 療 科 名	耳鼻いんこう科、気管食道科	開 設 者 名	森脇 良省
-------	--------------	-----	-------------	-------	-----------------	---------	---------------	---------	-------

鳥取県告示第五百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	石 井 番	住 所	米子市旗ヶ崎四区有田方	登録の記号	鳥医一、三八四	登録の年月日	昭和四十三年八月三日
氏 名	山 上 英 明	住 所	鳥取市田島一九六	登録の記号	鳥医一、三八五	登録の年月日	昭和四十三年八月十日

鳥取県告示第五百九十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的
結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 3 ひな白痢検査
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法
 - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
 - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

- 3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 4 だに駆除 BHC散布
- 5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施の期日	実施区域	実施場所
九月 六日	大山町	上方、長田検査場
" 十日	淀江町	淀江、上淀"
" 十一日	"	中間、佐陀"
" 十四日	日吉津村	日吉津"
" 十六日	会見町	金田、御内谷"
" 二十四日	西伯町	福成、阿賀"
" 二十五日	"	原、猪小路"
" 二十七日	"	法勝寺"
" 九日	溝口町	岩立、金屋谷、大平原"
" 十日	"	福岡、福居、畑地、間地"
" 二十四日	"	宇代、谷川、宮原、三部"
" 二十五日	"	大坂、富江、栃原"

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施の期日	実施区域	実施場所
九月 十一日	岸本町	大山放牧場
" 二十日	名和町	神田"
" 二十四日	大山町	香取検査場

鳥取県告示第五百九十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したから、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十五条の規定により告示する。

実施期日	実施区域	実施場所
九月 十六日	淀江町	各鶏舎
" 十七日	"	"
" 十八日	"	"

ひな白痢検査

" 二十六日	中山町	高橋放牧場
" 九日	溝口町	大内、未鎌検査場
" 十一日	"	榎水原
" 十六日	江府町	東山
" 十七日	"	瓜菜沢
" 十八日	"	大平原
" 十九日	"	栗尾
" 二十日	"	奥山
" 二十四日	南町	大草山
" 二十五日	野町	奥渡
" 二十六日	南町	大菅
" 三十日	"	桑平山

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 朗

破

二

朗

- 一 名称 浜坂砂丘銃猟禁止区域
- 二 区域 鳥取市浜坂 鳥取大学農学部附属砂丘利用研究施設用地の全域
- 三 面積 一三五ヘクタール
- 四 存続期間 昭和四十三年十月一日から
昭和五十三年九月三十日まで

鳥取県告示第五百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月二十三日から用途廃止した。

昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 朗

破

二

朗

場所	面積(平方メートル)	用途
鳥取市正蓮寺字前田 一三六ノ四番地先から 一三六番地先まで	一九一・二五	道路敷
" 一三七ノ一 番地先から 一四四ノ次 一番地先まで	一六五・四〇	"
" 字小丸山 二四五ノ一 四番地先 字前田 二二五ノ一 番地先から 二二七ノ一 番地先まで	一二・八〇	"
" 一三七番地先から 一四一番地先まで	六五・二〇	水路敷
" 一三五番地先	一二六・七〇	"
" 一四七番地先から 一四六番地先まで	五四・七〇	"
" 一四六番地先から 一四六番地先まで	一六九・六四	雑種地

鳥取県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項の規定に基づき、
県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧を供する。
昭和四十三年八月二十三日

鳥取県知事 石 坂 一 朗

整理 番号	路線名	終 起 点	重要な経過地	備 考
197	大山上福田線	大山上福田線 境	大山上福田線 境	岡山県境 岡山真庭 境 上村大字 上福田 （岡山県 交地）

公 告

昭和43年度鳥取県警察官採用試験を次の要領により実施する。

昭和43年8月23日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官（巡查）の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員 約15名

(2) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮

捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

昭和19年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた男子に限り
ます。ただし、高等学校を昭和44年3月31日までに卒業する見込みの
者は、昭和22年4月1日までに生まれた者でも受験できます。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を
受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年
を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立
した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成
し、又はこれに加入した者

第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験

警察官として必要な一般知能及び教養について、択一式により行
ないます。

<p>イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。</p> <p>ウ 適性試験 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。</p> <p>(2) 日時及び場所 昭和43年10月25日(金)に鳥取市及び米子市において行ないます。 時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。</p> <p>(3) 第1次試験合格者の発表 昭和43年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。</p> <p>4. 第2次試験 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。</p> <p>(1) 方法 ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。 イ 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。 (ア) 身長 160cm以上であること。 (イ) 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。 (ウ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、きょう正視力が1.0以上であること。 (エ) その他 弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常のないこと。 ウ 身体精密検査</p>	<p>胸部疾患、性病等の伝染病疾患、その他の疾患の有無について行ないます。</p> <p>(2) 日時及び場所 昭和43年11月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験の合格者に通知します。</p> <p>5 身上調査 受験資格の有無、申込記載事項の真否その他について行ないます。</p> <p>6 最終合格者の発表 昭和43年11月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。</p> <p>7 合格から採用まで (1) 合格者は、採用合格者名簿に登載されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、改めて身体検査を行なううえで、採用者が決定されます。なお、採用は、昭和44年4月の予定です。 (2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間初任教養を受けたのち、それぞれの勤務所に配置されます。 (3) 給与は、原則として下表のとおり給料月額が支給されますが、経歴のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給与額が決定され、毎年1回昇給します。そのほか手当として扶養手当、期末・勤勉手当(約4.4月分)、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も貸与されます。</p>
---	--

学 歴	区 分	入校時の給料月額	卒業時の給料月額
大 学 卒	大 卒	25,406円	28,548円
短 大 卒	大 卒	23,270円	25,406円
高 校 卒	卒	21,546円	23,270円

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官申込用紙請求」と朱書し、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

(2) 申込方法

申込用紙に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票のはがき欄に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

申込は、昭和43年9月24日（火）から昭和43年10月18日（金）午後5時までです。郵便による場合は、昭和43年10月18日（金）午後5時

までの着信に限ります。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうおん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

9 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和43年8月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 製菓衛生師法の施行（昭和41年12月26日施行）の際現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）で、

菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年をこえていたもの又は同法の施行の日後3年をこえるに至つたもの

なお、旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号の一に該当する者は、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

2 試験の日時

昭和43年9月15日 午前9時

3 試験の場所

(1) 鳥取、郡家、浜村の各保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市嫩城 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子、根雨の各保健所管内の受験者

米子市鞆町1丁目 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

5 (6) 製菓理論及び実技

5 受験手続

(1) 提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(2) 提出書類

ア 受験願書（様式第1号によること。）。なお、県外の居住者にあつては受験願書の余白に受験希望地を記載すること。

イ 履歴書（特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。）

ウ 受験資格を有することを証する書類

エ 菓子製造業従事証明書（様式第2号によること。）

オ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの）

(3) 提出期間

昭和43年8月26日から昭和43年9月3日まで。ただし、郵送の場合には提出期間内の日付けの消印のあるものに限り有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具

8 その他

- (1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
- (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

様式第1号

収入証紙
はりつけ

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

鳥取県知事

殿

本籍

住所（番地及び〇〇方を記入すること。）

氏 名 ④

年 月 日生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 履歴書
 - (2) 法第5条又は法附則第2項に該当することを証する書類（菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。）
 - (3) 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの）

様式第2号

菓子製造業従事証明書

1 従事者

本 籍 所 住 氏 名

年 月 日生

2 従事した期間

年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間

3 菓子製造業に従事した施設の名称並びに所在地並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号(廃業している場合は、廃業当時の営業の許可年月日及び許可番号)

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者 氏

名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

正 誤

昭和四十三年七月鳥取県告示第五百四十二号(保安林予定森林について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

三 上 八

字中ノ袋三七四

字中ノ袋三七四(以上六筆国有林)

〃 〃 九から十

頭西平八〇七の一

頭西平八〇七の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

〃 〃 終わりから六

立木の限度

立木の伐採の限度